

住宅金融普及協会の建築物調査のご案内

住宅金融普及協会では、既存の住宅及び建築物の流通や活用を促進するため、建築基準法に定める建築基準関係規定への法適合状況調査などを行う「建築物の調査業務」を開始します。

近年、既存住宅等の売買やリフォームによる既存ストックの活用に関するニーズは高まっています。

当協会では、既存の住宅及び建築物の売買や増改築、用途変更などをお考えの皆さまよりご依頼をいただき、建築物の建築基準法および関係法令等への法適合状況に関する調査を実施いたします。

こんな課題をお持ちの方へ

◇検査済証がない物件をお持ちの方

既存建築物をリフォーム・リノベーションして活用したいが、新築時の検査済証がない。

購入予定の既存建築物のオーナーから、「検査済証はあるが竣工後のリフォームでは確認申請をしなかった」と言われた。法適合状況を調べたい。

既存建築物を売却したいが、先方から法適合状況に関する資料を求められた。検査済証が見当たらずに困っている。

所有している既存建築物を事務所から児童福祉施設に変更したいと考えている。用途変更の確認申請に先立ち、現在の建築物の法適合状況の調査をしておきたい。

◇増改築や用途変更をお考えの方

既存建築物について建築確認が不要な増改築を予定している。念のため、工事後の法適合状況を調べておきたい。

既存建築物の補助や融資に関して、補助制度の実施機関や融資機関から法適合状況に関する資料を求められた。検査済証が交付なされておらずに困っている。



具体的な業務内容

○実施する調査業務

- ・ **検査済証がない既存建築物**を対象に、国土交通省のガイドライン※に基づき、現況図面等の資料および現地の調査により、建築基準法および関係法令等に関する法適合状況調査を行います。

※検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン

- ・ **検査済証を取得した後に増改築や用途変更を行った建築物、建築確認申請が不要な増改築や用途変更を予定している建築物、さらには、検査済証は取得しているが法適合状況の確認を行いたい建築物**についても、国土交通省のガイドライン※に準じた方法で、現況図面等の資料および現地の調査により、建築基準法および関係法令等に関する法適合状況調査を行います。

○業務区域

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県の全域

○対象建築物

全ての用途、規模の建築物等



ご依頼にあたっての注意事項

当協会の調査は、お客様よりお預かりした依頼書や図書を用い、現地調査可能な範囲で実施します。当該部分の提出図書がない、現地で立入りができない箇所がある、隠蔽されており現地調査の実施が不可能等の場合には、適切に調査を行うことができなかった部分については、調査内容や結果に責任を負い兼ねますのでご注意ください。

詳しくは、担当者にご確認ください。

住宅金融普及協会の特長

当協会は、平成 12 年より国土交通省の指定確認検査機関として、平成 15 年より国土交通省登録の住宅性能評価機関として、住宅等の確認・検査や住宅の性能評価に取り組んでまいりました。

そのため、当協会には、建築基準適合判定資格者や住宅性能に関する評価員等の経験豊富な資格者が多数所属しています。

既存住宅等の法適合状況調査を安心してお任せいただける体制を整え、皆さまの**ご要望に的確にお応えしてまいります**。

詳しい業務内容等は、下記のお問合せ先までご相談ください。

お問合せ先 （一財）住宅金融普及協会 審査本部 建築物調査室

梶谷・青木 TEL：03-3260-7395

E-Mail：fukyu29@hlpa.or.jp